「居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出書」作成の留意点

- (1)表面の「サービス計画作成等の依頼年月日(変更の場合は変更日)」(以下「依頼日」とする)が提出日から遡る場合、裏面「サービス開始日が遡る場合の理由書」の記載が必要となるが、記載の際以下の点に留意すること。
 - ①依頼日が休日の場合、次に到来する最初の営業日に提出があれば、裏面の記載は不要とする(依頼年月日より前に提出しないこと)
 - <例:依頼日が令和4年1月1日である場合> 令和3年12月29日~令和4年1月3日まで市町が閉庁しているため、令和4年1月4日に提出があれば裏面の記載は不要。令和3年12月28日以前の提出は不可。
 - ②依頼日と裏面の「利用者の認定通知収受日」のうち、提出日に近い日から一か月以上

遡る場合は、上記のとおり裏面を記載することに加え、顛末書を別紙で作成 し(任意

様式で可)、届出書とともに提出すること。

<表面>「サービス計画作成等の依頼年月日(変更の場合は変更日)」

居宅サービス計画作成等の依頼年月・日(変更の場合は変更日)

令和4年1月21日

※(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合はサービス利用開始日

<裏面>「利用者の認定通知収受日」

サービス利用開始日が溯る場合の理由書

サービス利用開始日	令和 4 年 1 月 21 日から	利用者の 認定通知収受日	令和 4 年 1 月 19 日
認定日	令和 4 年 1 月 16 日	サービス計画届出書 作成日	令和 4 年 1 月 21 日
サービス計画作成体輯品出書の提出前に介護サービスの利田を開始」を理由			

- ③「サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由」 欄には「居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出書」を提出する 前に、止むを得ずサービスの利用を開始した理由を記載すること。
 - <例>被保険者の身体的な状況、周囲の見守りの状況
- <裏面>「サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由」

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由

脳出血後左半身にマヒが残っており、歩行が困難で見守りが必要だが、 家族が日中外出しており見守りが十分でないことから、早急にサービスを 利用する必要があったため。

<適当でない例>

- ・「元々サービスを利用していたため」
- ・「本人または家族の希望があったため」
- ・「遡って転入したため」
- ④「サービス開始日を遡る理由等」欄には「居宅(介護予防)サービス計画作成 (変更)依頼届出書」の提出が遅れた理由を記載すること。
- <裏面>「サービス開始日を遡る理由等」

サービス開始日を遡る理由等 (※該当する項目の番号に〇印をつけてください。)

- 利用者からの認定結果の連絡が 令和4 年 1 月 19 日であったため、提出が遅くなった。
- 2 利用者からの認定結果の連絡が 年 月 日にあったが、サービス計画作成依頼届出書 作成日の調整ができなかったため、提出が遅くなった。
- 3 その他(具体的に事由を記載してください。)
- (2)表面の届出人の署名については、認定の決定通知到着前に記載することが可能であるため、被保険者本人氏名を記載いただくこと。
- <表面>届出人の署名欄



(3)過去に届出している事業所であっても、一旦契約が切れている場合は再度届出書を提

出すること。

- ※また、居宅介護利用から施設サービス利用を挟んで居宅介護利用をしている場合も、再度届出を提出すること。
- (4)要介護認定区分変更申請中に届出を提出する場合は以下のとおり対応が分かれるため注意すること。
 - ①区分変更申請日より前にサービスを利用していた場合
 - →要介護認定区分が確定しているため、届出の提出可。
 - ②区分変更申請日以降にサービスを利用する場合
 - →要介護認定区分が未確定であるため、<u>届出の提出不可</u>。 認定結果通知後に届出の提出を行うこと。
- (5)更新または要介護認定区分変更申請中に被保険者が死亡、転出などのため介 護保険の被保険者証が発行されない場合
 - ①認定結果が出る場合
 - →認定結果通知後に、認定通知書などを付けて、遡って届出を行う。申請書欄 は本人の署名で行う。
 - ②認定結果が出ない場合
 - →届出の提出不可

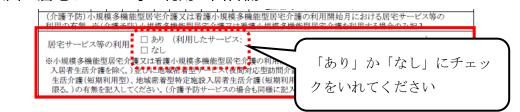
★小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者の方へ

(1)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合、 利用前に下記サービスの利用があったかを、表面の居宅サービス等の利用 の回答欄に必ず回答すること。

<対象となるサービス>

居宅サービス	居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く	
介護予防サービス	介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入	
	居者生活介護を除く	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	
	認知症対応型通所介護	
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	
	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)	
	定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	

<表面>居宅サービス等の利用の回答欄

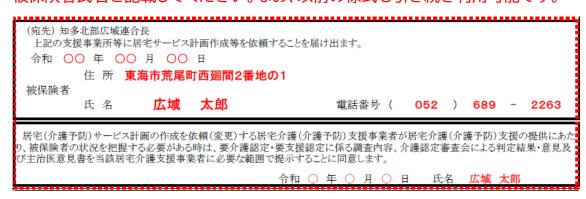


(2)利用期間中に要介護認定区分について、要支援・要介護間の変更が発生した場合は、同一の事業所を引き続き利用する場合も再度届出書を提出すること。

★令和4年4月からの変更事項について

厚生労働省からの通知に合わせて、4月から様式を変更します。同意事項が増えま すので、

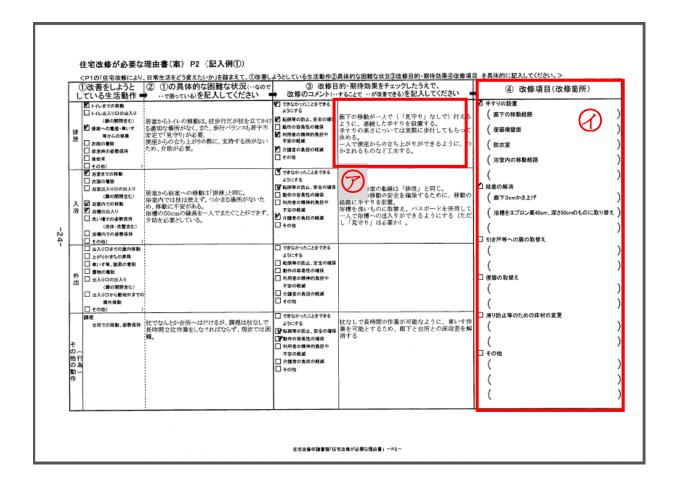
被保険者氏名を記載してください。なお、以前の様式も引き続き利用可能です。



住宅改修の基本的事項

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、<u>被保険者の資産形成につながらないよう</u>、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も顧慮して、手すりの取り付け、床段差の解消等小規模のものとする。

これらに通常要する費用を勘案して支給限度額を 20 万円と設定。



⑦ 改修のコメントの記載について

- (例)「便器の横に手すりを付けることによって一人で便座から立ち上がれるようになる」
- (例)「廊下と居室の間の敷居を取り除くことによって躓くことなく移動できる」

上記の例の様に

「(場所)に(工事内容)することによって(行為・行動)することができる」といったコメントを記載する。

※ 段差解消をすることによって~といったコメントでは、どのような段差解消工事をするのか理由 書のみでわかりにくいので、「敷居の撤去」「床の嵩上げ」「底の浅い浴槽に取りかえる」など具体的 な工事内容を記載する。

(イ) 改修項目(改修箇所)について

各改修項目のかっこ内に「便器横壁面」や「脱衣所」、「廊下」等の改修箇所を記入する。

- ※ レバーハンドルへの改修や、開き戸の向きを変更する工事を「その他の工事」としているが、本 来は「引き戸等への扉の取替え」となる。
- ※ トイレの床を嵩上げした際に床材をクッションフロアに取りかえた場合は、「段差の解消」と「滑り 防止等のための床材の変更」の両方の改修箇所に記入する。
- ※「その他の工事」に記載する付帯工事は、
 - ・手すり取り付けのための壁の下地補強
 - ・浴室の床の嵩上げに伴う給排水設備工事
 - ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
 - ・床材の変更のための下地の補修
 - ・扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事
 - ・便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化に係るものを除く)、床材の変更など

【よくある質問や指摘事項】

※ 被保険者入院中の住宅改修について

入院中であっても、住宅改修の事前協議書の提出及び住宅改修工事は可能。

しかし、支給申請は退院して住宅改修した箇所を利用した後となる。

<u>そのため、入院中に死亡又は退院後に家に戻らず他の施設に入り、住宅改修した箇所を利用して</u>いない場合は、支給の対象外となる。

※ 理由書の作成者

作成者が必ず居宅介護サービス計画を作成する介護支援専門員又は地域包括支援センターの担 当職員であること。施工業者、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上のもの は不可(地域支援事業の任意事業ではないため)

※ 両手すりの設置

移動のための手すりは、原則として片側の手すり支給対象となります。ただし、利用者の身体状況等の理由により、両側に手すりが必要な場合が理由書に記載されていれば支給対象となります。

※ 棚手すりの設置

握力がほとんどない、しっかり握れないなどの身体状況が理由書に記載されていれば給付可。 (棚手すり下部についているペーパーホルダーは対象外となるためその費用分を案分する)

※ 居室、寝室等の部屋全体の嵩上げ

敷居の撤去やミニスロープ設置で対応できない理由の記載がなければ給付不可。

☆ 指摘事項があり理由書の差し替えが必要となる件数は全体の2~3割で毎月に約30件あります。